

旧統一教会「解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案」について、鈴木庸介議員、池下卓議員、本村伸子議員の質問に対し、山井和則が一部答弁（質疑のながれ上、答弁前後も掲載）

○鈴木（庸）委員 立憲民主党・無所属、鈴木庸介です。よろしくお願ひ申し上げます。

立憲、維新案に絞って今日は質問をさせていただきます。

まず、十一月七日の毎日新聞の引用から始めさせていただきます。

旧統一教会が公表している全国の関連施設二百九十六か所の土地と建物について不動産登記を確認したと。教団が少なくとも土地九十九か所、建物九十一棟の所有権を持っていると判明していて、同じ月の二十一日の毎日新聞でも、渋谷の一等地にビルと建物を所有しているということなどが新たに判明したとされています。この総額なんですけれども、毎日と専門家の独自試算ですけれども、権利関係が複雑な一か所を除いて九十二億六千六百万と。

これは、実際に登記を見た方に聞いたんですけれども、ここ二年程度、あの事件以降の権利関係について、彼が調べた範囲では、財産の散逸と呼べるような動きは確認はできなかつた。しかし、どのような経緯かは、同じく確認できないんですけれども、一部寄附行為が行われていたと言っていたらっしゃいました。

また、一部の報道では、旭川の方で教団が不動産を購入していたりということで、やはり、資産について様々な動きがあるというのは間違いなことかと思ひます。ジャーナリストの鈴木エイトさんも、隠し資産は相当持っていると言っているところでございますけれども。

こうした中で、被害者救済のために原資が必要だというのは与野党一致した見解だと思ひますけれども、改めて、立憲、維新案では、財産の包括的な保全をしなくてはならないという考えに至った経緯と理由について教えていただけますでしょうか。

○山井議員 鈴木議員にお答え申し上げます。

今、解散命令請求が出た段階で、被害者の方々の大きな願ひは、もちろん、被害が救済される、つまり賠償金が支払われることでもあります。これは当然です。

しかし、一番恐れているのは、オウム真理教のときもそうでしたけれども、解散命令が出る前に、高裁で確定する前に、財産が移転される、隠される、散逸するのではないかということなんです。ですから、これは解散命令、いずれ、半年後か二年後か分かりませんが、必ず出ると私は期待し、確信しておりますけれども、そのときに、蓋を開けたら財産がなかった、せっかく解散命令が出たのに賠償金は返ってこなかったということになったら、これは与党、野党、政府関係なく、本当に国会も政府も何をやっていたんだということになると思ひます。

そういう中で、私たちは、一年二か月、七十回、三十人の被害者の方々、延べ百人の被害者の方々や、阿部弁護士を始めとします弁護士の方々からも、約七十回の会合にお越しをいただいて、話を聞いて、その被害者や弁護団の方々の総意が包括的な財産保全、裏返せば、一人一人が裁判するのは無理だということなんです。

私が持っておりますのは、十一月二十九日、旧統一教会の被害者（一世、二世、親族）有志一同、宗教二世ネットワークの方々の要望書ですね。これについても書いてあるんですけれども、結局、統一教会に対し、被害者個人の自助努力に任せた前提で救済することは非常に酷ですということをおっしゃっております。

具体的な事例として、ここにもう一つ、被害者の方で、お母様が一億円以上被害を受けられた娘さんでございます仮名の中野容子さんという方も、私たちのヒアリングで訴えてくださいました。被害者救済には財産保全法は必須であると。

その理由なんですけれども、どう書かれているかといいますと、結局、この裁判の経験を通して、やはり実際、中野容子さんは裁判をされたんですけれども、その経緯の中で、つまり、どんどん長く長く続く裁判で消耗をしていきました。そして、これは中野容子さんが書いておられる、私たちのヒアリングで配付されて、発言されたメモ、その資料ですけれども、私に対する誹謗中傷と罵詈雑言が統一教会から加わります、このように不誠実極

まりない言葉を繰り返し、訴えを受け止めて応答しようとしただけでなく、被害を訴える者を攻撃してくる統一教会相手に、被害者一人一人に交渉させたり、さらには裁判をして被害回復せよと言うのでしょうか。

ですから、そういう意味では、中野容子さんだけじゃなくて多くの方が、統一教会と裁判をするのは、一言で言うと怖いということをおっしゃっているんですね。この場におられる与党、野党の皆さん方も、御自分あるいは御自分の家族が、解散請求が出ている、政府が公共の福祉に著しく反する、そして悪質性がある、継続性、組織性があると言う団体と財産保全の訴訟をします。ここにおられる方、誰か、御自分、御家族、やりますか。ここに書いてありますように、長期化して、攻撃され、もしかしたら誹謗中傷、罵詈雑言も受けるかもしれません。

ですから、これは、単なる訴訟の手續とかお金の問題ではなくて、言いづらいですけれども、怖いという話なんです。怖いという話なんです。だから、もし与党の皆さん方が応援するといったときに、与党案も私たちも必要だと思っておりますけれども、やはり個別の財産保全というのは限界ではないかというふうに思って、私たちは被害者と弁護団の声を踏まえて、包括的な財産保全の法整備が必要だというふうに考えております。

長くなって申し訳ございません。

○鈴木（庸）委員 ありがとうございます。

私も先日、被害者の方のヒアリングに参加させていただいたときに、一億六千万円献金したけれども、蓋を開けてみたら三千万円しか戻ってこなかったというような話、悲惨な話を伺って、胸を痛めました。御案内のように、仮差押えの場合は、訴訟と比べて、単独で申立てをしなければならない、複数名での申立ては認められていないので、被害者一人一人が各地の裁判所に申し立てるしかなくなっちゃうわけですね。被害者側の負担という点、与党案をベースにすると、法テラスのサポートがあるとしても非常に大きくなって、ほかの被害者の方々の調整などについても大変大きな作業になると思います。

また、先ほどから度々言及されている膨大な書類の提出に加えて、領収書もろくに出不ない団体なわけですから、どこまで証明を個人でできるのかということについても大変大きな疑問が残ります。

何よりもやはり、今、山井議員がおっしゃったように、怖いというところに配慮が必要なんだと思っております。

更に申し上げますと、仮差押えをするにも、いわゆる担保が、担保金が必要で、その額も一五%から三〇%が一つの基準とはされていますけれども、ぼろぼろになった被害者の皆さんがこれを準備できるんですかという話も被害者の弁護士から指摘されていますね。これを国がといった案も出ているとは承知しているんですけれども、その場合、全体にすると国の負担額は一体幾らになるんだろうと。そういった試算についても出ていない中で、余りにも先行きが不透明だなという感覚を持っております。

これも繰り返しになっていきますけれども、オウムのときも、解散命令請求が出された後、先ほどの山田委員の資料にもありましたけれども、財産が散逸して被害者にまだ約十億円もの返済ができていないという厳しい状況もありまして、是非、与党の皆さんには、被害者救済という原点に改めて立ち戻っていただいて、自公国案と立憲、維新案を併せた実効性のある被害者対策をお願いしたいと重ねてお願いを申し上げます。

そこで、伺いたいんですが、自公国案には財務書類についての規定があるんですけれども、立憲、維新案では財務書類の閲覧については規定を置いておりません。この理由と、また、保全処分を行う場合でもこのような制度を併存させるということは有意義だと考えますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○吉田（統）議員 鈴木委員にお答えいたします。

自民、公明、国民案では、財産の隠匿等により被害者の権利を害するおそれがあるときは、特別指定宗教法人に指定し、三か月ごとに財産目録、収支計算書、貸借対照表を所轄庁に提出させ、それを被害者に閲覧させる措置を講ずることとしています。

被害者の救済に万全を期すためには、我々の案のように財産保全を可能とすることが何よりも肝腎でございますが、自民、公明、国民案のこのような制度は、法人の財産の透明性を高め、財産の動向を被害者が随時適切に把握できるようにし、民事保全等の対応を円滑に行えるようにするものと考えられ、我々の案と両立させることでより実効的な被害者救済策を講ずることができると考えております。

○鈴木（庸）委員 解散命令請求訴訟が二年間を超えて係属した場合に、法律の延長ということについては想定

をされていますでしょうか。

○吉田（統）議員 お答えいたします。

旧統一教会に関わる解散命令請求訴訟がどのように進展していくかは、現時点で予見することが難しいと考えます。

仮に当該訴訟が二年を超えて係属した場合に被害者の救済が図られなくなるという事態は当然避けなければなりません。したがって、当該訴訟が二年を超過する見込みとなった場合には、本法案の期限の延長を検討すべきと考えます。

○鈴木（庸）委員 また、これは二年間の時限立法としているんですけれども、時限立法としている理由というのは一体何なんですか。

○吉田（統）議員 お答えいたします。

旧統一教会の悪質な行為による被害の深刻さに鑑み、本法案を提出したところでございます。

しかし、憲法の保障する信教の自由及び財産権に配慮して対象法人の限定や財産保全処分の要件の絞り込みを明記することと併せて、二年の時限立法とすることにいたしましたものでございます。

○鈴木（庸）委員 ありがとうございます。

先日のヒアリングでも、本当に、大変な思いをされた方々、被害に遭われた方々が勇気と力を振り絞ってカメラの前に立ってくださいました。心から敬意を申し上げたいと思います。

そして、何とかこの人たちを救わなくてはいけない、救いたいという思いを新たにしたところでございますけれども、私自身も、例えば自分の人生がうまくいっていないときとか心の弱っているときに同じような形で近寄ってこれたら、断固として断ることができるのかどうなのか、本当に他人事じゃないなと感じます。

本当に血の通った救済策が必要だと思うんですけれども、最後に、多くの被害者の方からのヒアリングを行ってきた立憲、維新案の提出者の方に、この法律への立法の思いと必要性についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○山井議員 ありがとうございます。

簡潔にお答えしますが、先ほど言いましたように、この議論は答えが出るんです、解散命令が出たときに。そのときに、賠償金が払えない、財産が韓国や他団体に移されているということになれば、これは私は本当にただでは済まないと思います。政府、与党、私たち野党にも責任は来ます。

ここまで、やはり四十年間この統一教会を残念ながら放置をしてしまってきたことの責任は国会にも政府にもあるわけですから、せめて与野党協力し、与党案も私は必要だと思っておりますので、超党派で与野党協力し、政府と力を合わせて、やはり絶対に、解散命令を出したときに、財産がなくて賠償金が支払われません、被害者が救済されませんということにならないように、与野党協力していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（庸）委員 是非、与野党協力して救済に道筋をつけていただければと思います。

終わります。

---

○武部委員長 次に、池下卓君。

○池下委員 日本維新の会の池下卓です。本日、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、宗教法人に関する二法案が提出されているところなんですけれども、私、先日まで国際会議の方に出させていただきますので、前回の法務委員会の方はちょっと欠席をさせていただきました。ただ、議事録の方を見させていただきましたし、そして、本日、今朝の連合審査会の方も、皆さんの御意見、そして今日の午後の委員会の御意見の方も聞かせていただきました。

非常に専門的なお話の方を聞かせていただいたのかなということで思っておりますけれども、ただ、やはり、

今回の被害者救済のための財産保全、そして包括保全、民事訴訟の支援、様々、与党、自公国案、そして立憲、維新案、様々あるかと思えます。専門的なことも当然必要なわけですがけれども、国民の皆様にごできるだけ分かりやすく、これまでどのような協議がなされてきたのか、そして今後どのような形で歩み寄れるのか、そして、被害に遭われた皆様に関しても、どうやって寄り添っていけるのか、こういうことにやはり国民の皆様のご関心があるのではないかなということ考えております。

そして、私、今回、質問の通告の方をさせていただいたんですけども、非常にざっくりとさせていただいておりますのでちょっと答えにくい点もあるかと思えますけれども、まず与党の提出者の方からお伺いをしていきたいと思えます。

まず、これまで二回修正の協議がなされてまいりました。その中で、いろいろ課題があったかと思えます。歩み寄りもあったかと思えますけれども、ちょっと国民の皆様にご分かりやすいような形で、これまでの二回の修正協議の内容につきまして教えていただきたいと思えます。

○柴山議員 これまでの修正協議の概要について御説明を申し上げます。

我々としていたしましては、既に、法案の提出というか、これはお示しをしていたわけなんですけれども、我々として、もし及ばない懸念点があればそれについては修正をさせていただきたいということをお願い、そして、今回の理事会に至るまで、二回ほど集中的に、合計三時間以上でしょうか、野党、つまり立憲、維新案との間のすり合わせというか協議を行った形で提出をさせていただいております。

一方で、野党提出案につきましても、私どもとしていたしまして、既に答弁をさせていただいているとおり、いろいろと問題を指摘をさせていただくとともに、ではどのような形ならば受け入れられるのかということの御下問をいただいていたものですから、それについて我々としてはちょっとなかなかこうすればよいというアイデアが浮かばなかったものですから、それは是非、野党の皆様にも御提案があるならば提案をお願いしたいということをお願い、実は、つい先ほど現時点における野党案における修正の方向性を私どもはペーパーとして受け取りましたので、この後、また、この法務委員会終了後、再度協議をさせていただければというふうに考えております。

○池下委員 ありがとうございます。

私、野党案、与党案それぞれ当然見させていただいておりますけれども、それぞれ、与党案の方は、民事訴訟、民事保全、これを訴えられた方々がしっかりと救済されるような形で、法テラスからの支援であったりとか財産保全の支援を受けられるような仕組みであるという具合に認識しております。

一方、これだけでは足りないと思うわけですよ。やはり被害を受けられた方といいますのは、本当に、先ほどからもありましたけれども、心身がぼろぼろになって自殺未遂をしそうな方であったりとか、若しくはまた宗教二世の方であったりとか、そういう方々もいらっしゃるわけです。そういう中で、やはり、財産を、その対象となる宗教法人の財産をまるっとまずは保全することによりまして、安心感を与えるということが非常に重要なのかなと。

ですので、結局、自公国案、そして立憲、維新案、どちらも大事なわけですよ。その両立をできるような形で私は歩み寄りを是非していただきたいなということだと思っております。

昨日ですか、二回目の修正協議があったという具合に聞いております。その中で、今日のお話の中でもあったので繰り返しになりますが、被害者の弁護士の方から御意見も聞かれた。当然、世論のお声も聞いていただいているかと思えます。与党、野党両方が聞かれているわけなんですけれども、やはり、同じ話を聞いていても、捉まえ方が変わってくれば当然考え方も変わってくるわけだと思っております。

そんな中、やはり国民の皆さんが聞いて納得できるような形で、被害者の声はこんなのだよということ、それぞれ、与党、野党の口から一度聞かせていただきたいと思うんですけども、被害者弁護士からのお声をどのように捉まえられたのか、与党の提出者、そして野党の提出者にお伺いをしたいと思えます。

○山井議員 先ほど池下議員からも少し言われておりましたので、お答えさせていただきます。

昨日、紀藤弁護士、木村弁護士、阿部弁護士、三人のお話を修正協議の場で約一時間お聞きをいたしました。この後与党の方からも御報告があると思えますが、私は一番印象に残りましたのは、包括的な財産保全の法整備、これが必要不可欠であると。与党案である個別の財産保全も必要ですね、しかし、セットでやはりこの包括的な

財産保全の法整備は必要不可欠であるということを一歩強く強調しておられました。

特に、この問題に四十数年取り組んでおられます紀藤弁護士からは、与党からは、包括的な法整備というのは難しいんじゃないか、実効性が低いんじゃないかということを言われていることに対して、紀藤弁護士は、包括的な財産保全の法整備について、駄目だと言わずに土俵だけでも認めてほしい、駄目かどうかは裁判所が認めること、せめて被害者に土俵を設定してほしい、是非与党に検討してほしいということ、繰り返し言いますが、弁護士連絡会の方々も、与党案も必要、野党案も必要、超党派で頑張ってくださいという趣旨の中で、やはりその中でも包括的な財産保全の法整備、実効性があるかどうかというのは初めてのことなので分からない部分もあるものの、やはり土俵だけは認めてほしい、その枠組みだけ、法整備はやってほしいということ、三人の弁護士の先生方はおっしゃっていました。

それについては、是非、与党さんとも協力して実現していきたいな、そう感じました。

以上です。

○柴山議員 今、山井先生から御説明があったとおりでありますけれども、ただ、ちょっとつけ加えさせていただくと、やはり被害者が個別申立てができないという今御紹介をいただきましたけれども、その理由は、この後の御質問ともかぶるかもしれませんが、被害者が、精神的な傷ですとか、あるいは教団や教義への恐怖、あるいはマインドコントロール、こういったものを乗り越えられずに、なかなか、解散命令請求が申し立てられた現時点においては、司法的解決を図ることにちゅうちょされているという点、それが一つ。

それから、これまで実務を担ってこられた方のお話の中には、教団の行為ということ立証するのに、個別の、自分に対して声をかけてきた信者の方、この方の行為というのが本当に教団の責任という、その使用者性というか、その部分のやはり疎明というものがなかなか難しかった、そういう御指摘もありました。

ただ、いずれにしても、私が先ほど申し上げたとおり、解散命令請求が確定をした後には、もう清算手続、教団の財産の分配手続がいやが応にも実施されるわけですから、そこに向けては、やはりしっかりと債権手続のための書類を整えていただかないと、せっかくの分配手続にあずかれなくなってしまいます。是非、そこは、何らかの形で被害者弁護団の皆様にも御協力をいただいて、工夫をして、できる限りまではやはりしっかりとやっていただかなければいけない。そして、それをやるのが我々の個別、法的手続のやはりプラスにもなっていくんだということはしっかりと弁護団の皆様との話し合いの中でも認識をさせていただいたところであります。

○池下委員 ただいま両法の提出者の方々からお話を聞きました。テレビ等々、インターネット等々で聞かれている国民の皆様も、やはり、同時に被害者の声を聞いた提出者の生の声を聞くことによりまして、どっちがどうなんだという理解はしやすくなるのかなということも思っております。

ただ、今後の修正、今日三時半からですかね、先ほど理事会でも聞いたんですが、三時半からの修正協議があるということなんですけれども、いずれ我々は判断しないといけないです、ここにいる法務委員会のメンバーが判断しないといけなくなるということ、これは間違いのないわけなんですけれども、ただ、今、自公国案そして立、維新案、両方出ているわけなんですけれども、どっちか片一方だけを賛成して、片一方だけを反対するのか、若しくは両方賛成するのか、若しくは両方下ろして、がっちゃんこして上げるのか、いろいろな手法があるかと思えます。

私は、先ほども申し上げましたように、足らざるところは足らざるところで補完し合う、これはやはり被害者の方々に救いの手を差し伸べるというのは共通な意識だと思っておりますので、そこで、再び与党、野党の法案提出者にお伺いをしたいと思うわけなんですけれども、今後の修正可決に向けた思い、もううちの案だけでいいんですよとか、相手の案のみますよとか、いろいろあるかと思うんですけれども、そこにお伺いをちょっとしたいと思います。

○柴山議員 御指摘のとおり、我々は、様々な御提案を踏まえつつ被害者の救済に何が最も資するかという観点から検討した上で、我々の案がベストだという考えから提出をし、そして、先ほどおっしゃったように、与野党協議やあるいは被害対策弁護団の方々の御意見も踏まえて我々として必要な修正をさせていただいて、今日の理事会に提出をいたしました。

その上で、じゃ、野党案についてどのように考えるかということでもありますけれども、現時点においては、私ど

もは、宗教法人や信者がその財産を用いて許される範囲の宗教活動を行うことですら制約になり得ることから、憲法が保障する信教の自由との関係で慎重な検討が求められるということ、また、実効性の観点からしても、管理人による解散命令が命じられた場合における、例えば調査権限をどうするのかですとか、管理人に無断でされた法律行為はどのような効果になるのかですとか、あるいは常時管理人が法人の財産の処分をどのような形で把握するのかですとか、あるいは会社法で認められたような法務省が警告処分を行わなければいけないということはどう考えるのかですとか、あるいは包括保全でも担保についての考え方というものはやはり必要になるのではないかと、そういったことをいろいろと巡らせますと、やはり破産とか会社更生のような形での実効性のある包括処分というのはなかなか想定ができないということで、私どもとしては修正については提案をできませんでした。

ただ、先ほど野党の皆様が項目案ということでお渡しいただきましたので、この後、この委員会終了後、これについて野党の皆様と協議をする準備はございます。

○青柳（仁）議員 お答えします。

我々の立場としては、先ほど来から申し上げているとおり、やはり様々な課題を野党案に対してもいただいておりますが、それらに対してはしっかりとお応えをしてくれていると考えております。

一方で、与党案の方にも足らざる点があるというふうに認識、今までの質疑等でも指摘させていただいておりますので、被害者救済という思いが一緒なのであれば、これはやはり、両案修正の上、両案成立させるか、一つの形にまとめていくということが最も望ましいのではないかというふうには考えております。

その上で、両案をまとめる一つの方策として、先ほど私の質疑の中でも申し上げましたが、例えば特別指定宗教法人に対して包括的な保全の措置を行うということは可能でありましょうし、また、その他の様々なアイデアはあろうかと思えます。

一方で、維新の会としては、今の与党案に対しての足らざる点、これは立担保の件であるとか、それから財産の散逸、隠匿のおそれをよりの確に止めていくというような方向については御提案をさせていただいているところではあります。

それから、憲法違反であるということの御指摘を野党案についていただいているんですけども、これは繰り返し申し上げているとおり、法律の目的は今回被害者の救済という世俗的なものであるということを示しておりますし、それから対象の法人の限定、そして財産保全処分の要件の絞り込み、これも明記しております。さらには、二年間の時限立法である上に、今回は会社法準用ということを言われていますけれども、それも、準用という、言葉の上ではそうなんです、一般的にあらゆる法人にとって必要な措置を設けているわけであって、宗教法人に特定したことを申し上げているわけではない、必要最小限の公益的な規制を設けているということです。

こういった中で、何度も申し上げているんですけども、様々な見解はあろうかと思えますが、昨日の被害者弁護団に関しまして、また、そこで参照されておりました宗教法学会の代表の方の見解でありまして、これに関して、憲法違反であるというそういった見解はございませんので、その点は明確に申し上げておきたいというふうに思います。

○池下委員 与党、野党、両方から御答弁いただきました。もう時間がなくなりますので、一言だけ申し上げたいなと思っております。

今お伺いをさせていただきましたけれども、自公国案の方は、自公国の、与党の案がベターだということで、それでやっていきたいと。当然、立憲、維新の案につきましても、足らざるところは足らざるで、しっかりと補完し合っていっていいのかなという御意見だったのかなという具合に私は思います。

私、国民は見ています。どういう具合に採決に運んでいくのか。強硬にこれはがんとやっちゃうのか、それとも本来の被害者の方のために国会が突き進んでいくのか。それは今後の動きだと思いますけれども、私、修正協議に入っているメンバーではありませんけれども、しっかりと議論の推移を見させていただきまして、そして採決を迎えたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○武部委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

統一協会の問題、端的に御答弁いただければというふうに思っております。

統一協会なんですけれども、韓国の統一協会本部から要請があれば日本の統一協会本部は財産の所有権の移転などを行う組織であるというふうに考えるか、自民党の提案者、そして立憲民主党の提案者の方に伺いたいと思います。

○山下議員 これについて、今後、旧統一教会の日本本部が韓国に財産の所有権の移転などを行うかどうかというのは、我々が申し上げる立場にはないということでございます。

ただ、我々としては、提出した法案を十分に活用することにより財産の散逸を防ぐことが可能であるというふうに考えております。

○山井議員 お答え申し上げます。

過去の大規模消費者被害を発生させた企業の行動を振り返ると、破産に至る直前まで、通常の企業活動を行っているように装いながら被害者を生み出し、破産したときには全く資産が残されていないとの状況は多く見受けられます。

提案者としては、旧統一教会が、解散命令請求のための質問権行使で明らかになったとおりの利益の獲得を目的とする団体である限り、韓国からの指示の有無にかかわらず、日本で得た利益を確保するためその財産の処分が行われるものと危機感を持っております。

○本村委員 今、山井議員が危機感を持っているという御発言がありましたように、被害者の方々も、統一協会にずっと苦しみ続けてきた、そういう状況から、もっと警戒してほしいというお声が上がっております。

今日、資料に、十一月二十九日、旧統一教会の被害者（一世、二世、親族）有志一同、宗教二世問題ネットワークの皆様からの要請書を出させていただいておりますけれども、その中でも警戒心がよく表れております。そして、その上で、両案の双方を可決するよう求める要請書が出されております。でも、ここで注意すべきは、与党案だけでは財産保全は極めて不十分なのだという指摘なんです。

資料二には、全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団からの声明も出させていただいておりますけれども、ここには建設的な修正内容も提案されております。

是非こうした内容に真摯に答えていくべきではないかと思っておりますけれども、与党の方、お願いしたいと思っております。

できないならいいです、時間がないので。じゃ、いいです。済みません。

それで、自民党の皆さんを中心に、統一協会に対する解散命令請求をされるに至った被害の実態をどう認識しているのかということが問われてまいります。解散命令請求の文書を見ても、大変深刻な、長期的な、悪質、継続、反復、こうしたことが書かれておりますけれども、先ほども御指摘がありましたように、青春を返せ訴訟では、正体を隠して勧誘する統一協会の勧誘手法そのものが信仰の自由を侵害しているおそれがあり違法というふうに認定をされております。

この統一協会を通常の宗教法人などと同じと扱っていいのかということが問われるというふうに思いますけれども、これは自民党の提案者、立憲民主党の提案者をお願いしたいと思います。

○小倉議員 旧統一教会は、過去四十年以上にわたりまして組織的に行われた不法行為によりまして、少なくとも被害者千五百五十人に対し総額約二百四億円に上る被害を与え、また、家族を含めてそれらの方々に見てくれない重大な悪影響を与え、甚大な被害を及ぼして全国的な社会問題として扱われるまでに至り、だからこそ、文化庁において解散命令請求がなされたもの、こう承知しております。

○柚木議員 お答え申し上げます。

重複を避けて、先ほどの自公国提案者からもありましたように、そのような、まさに四十年以上にわたり、千五百五十人、総額二百四億円にわたる被害を与えたこと等を理由に解散請求がなされている中で、このように悪質

な行為によって、まさに今、この瞬間、解散命令請求がなされているような宗教団体については、当然、信教の自由は配慮しつつではありますが、被害者保護の観点から、まさに他の宗教団体とは異なる制約を及ぼすことも許されると考えまして、本法案を提出したところでございます。

○本村委員 小倉議員が言われました約二百四億円というのは、既にもう支払い済みの、解決金などの既払いされたものの額でございます。更に被害額は増えるだろうというのは火を見るよりも明らかだというふうに思います。

立憲民主党さん、日本維新の会の二政党の法案は、衆議院の法制局からも憲法違反ではないというふうに答弁をされ、私たちもそう思っております。憲法違反でもないですし、日本宗教連盟の皆さんが心配されている、会社法の保全の規定を宗教法人に乱暴に当てはめる法案でもないというふうに思いますけれども、これは立憲民主党の提案者の方にお伺いをしたいと思います。

○柚木議員 お答え申し上げます。

まさにおっしゃっていただいたように、我々の法案については、法律の目的が被害者の救済という世俗的なものであることを明示するとともに、対象法人の限定、そして財産保全処分の要件の絞り込みなどを明記をしております。加えて二年間の時限立法とするなど、憲法が保障する信教の自由及び財産権に十分配慮し、憲法に違反しないものとして制度設計をしたものである。

宗教連盟の団体のことをおっしゃっていただきましたが、まさに宗教法学会の幾つか言及がありましたが、例えば、規制するのは財産処分であって、宗教活動を直接規制するものではない、よって信教の自由を侵害するには当たらない、そう各学者の先生方も述べていただいているものと承知しております。

そして、本法案における会社法の規定の準用については、文字の上では会社法を準用しておりますが、弁護士法人など一般の法人とは別の配慮が必要な法人の仕組みを参考に立案をしております。例えば株式会社にも宗教法人にも共通するような必要最小限の公益的な規制を設けたものでありまして、問題ないものと考えております。

○本村委員 ですので、日本宗教連盟の皆さんにもそうした安心をしていただける案であるということが確認されたというふうに思います。

次に、オウム真理教に対する解散命令請求の前後に起こった現金の散逸、不動産名義移転などをどういうふうに認識をされているのか、二度とこうしたことを起こしてはいけないというふうに思いますけれども、これは公明党の提案者の方にお伺いしたいと思います。

○大口議員 本村委員にお答えをいたします。

与党PTでヒアリングをいたしました全国統一教会被害者弁護団から配付をされた資料によりますと、幾つかのオウム真理教名義の不動産が関連会社や信者の名義に移転した事案があり、破産後、破産管財人による否認権行使訴訟が行われたとされています。

当時も宗教法人法二十三条があったんですが、これは不動産等の処分を信者等の利害関係人へ境内に掲示をするということだったんですが、今回、与党案におきましては、所轄庁に通知をして、所轄庁から広く公告をするという形にしまして、財産処分一か月前にそういう公告をすることによって民事保全を機能させるということでございます。

また、二十五条の四項は、オウムの事件を受けた後、平成七年に改正をされまして、そして財務諸表の所轄庁への提出ということになったわけですが、今回、自公国案におきましては、三か月に一回これを提出させて、そして特別指定法人の場合における閲覧、これを被害者にしていただくということで、バージョンアップを更に今考えておるということでございます。

○本村委員 バージョンアップをしていただく際には、統一協会の被害に長年苦しみ続け、恐怖の中で、それでもやっと被害を訴えることができるまで、そして、解散命令が出されるまで、債権債務、これが確定するまでの間、しっかりと、財産が散逸しないように、隠蔽されないように、包括的な財産保全をすることを、改善するよう協議を求めて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○武部委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三分散会